

緊急事態宣言中(5月12日~5月31日)における 感染拡大防止のための 集会室等の利用制限について

東京都の緊急事態措置に伴い、期間中の区民活動センター・高齢者会館等のご利用について以下の通り御案内します。ご理解ご協力をお願いします。

◎ 集会室等の利用制限について

1 午後8時をまたぐ夜間枠の利用は原則中止します

※ なお、午後8時までの利用を希望される場合は、利用可能です。

2 リスクが比較的高い下記活動の利用は中止します

- 歌うこと、楽器演奏（吹奏楽器）、大声を出すことなど、飛沫の飛びやすい利用（事業）
- 囲碁、将棋、麻雀、社交ダンスなどのソーシャルディスタンスを保ちにくい利用（事業）
- 飲食（水分補給を除き、原則禁止）

☆ 感染防止対策を徹底してください

- 集会室等利用の前後における会食等はお控えください
- 基本的な感染症対策（マスク着用、手洗い、手指消毒、適切な換気、十分な睡眠と栄養をとる、洋式トイレはふたをしてから水を流す など）を徹底しましょう

（ 新井区民活動センター ）

電話：03-3389-1411